

## 知事専決処分について報告

令和3年度和歌山県一般会計補正予算のうち、下記のものについて予算措置の必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったので、やむを得ず地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和4年2月3日知事において専決処分した。

よって、同法同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和4年2月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 記

#### 1 歳入歳出予算

まん延防止等重点措置の適用を受け実施する県内の飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴う協力金支給に要する歳入歳出予算の補正

#### 2 繰越明許費

まん延防止等重点措置の適用を受け実施する県内の飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴う協力金支給に係る繰越明許費の追加

## 令和 3 年度和歌山県一般会計補正予算

令和 3 年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,620,062 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 700,209,577 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費の補正」による。

令和 4 年 2 月 3 日 専 決

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 173,455,305	千円 5,620,062	千円 179,075,367
	1 地方交付税	173,455,305	5,620,062	179,075,367
<b>歳入合計</b>		<b>694,589,515</b>	<b>5,620,062</b>	<b>700,209,577</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
7 商 工 費		千円 129,430,912	千円 5,620,062	千円 135,050,974
	1 商 業 費	115,066,890	5,620,062	120,686,952
<b>歳 出 合 計</b>		<b>694,589,515</b>	<b>5,620,062</b>	<b>700,209,577</b>

第2表 繰越明許費の補正			
1 追加			
款	項	事業名	金額
7 商工費			5,620,062 <small>千円</small>
	1 商業費		5,620,062
		和歌山県営業時間短縮要請協力金	5,620,062
合		計	<b>5,620,062</b>